

釧路市監査報告書

(令和5年10月から同年12月実施分)

釧路市監査委員

釧路監査報告第1号

令和6年2月15日

釧路市監査委員 平山幸弘

釧路市監査委員 岩村史人

釧路市監査委員 高橋一彦

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和5年度の定期監査及び財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

目 次

定期監査報告

1 監査の対象	5
2 監査の期間	5
3 監査の結果	5
(1) 総務部	5
(2) 音別町行政センター	6
(3) 総合政策部	6
(4) 生涯学習部	6
(5) 上下水道部	7
(6) 阿寒町行政センター	7
(7) 産業振興部	7
(8) 水産港湾空港部	8
(9) 財政部	8

財政援助団体監査報告

1 監査の対象	9
2 監査の期間	9
3 監査の結果	9
(1) 釧路市女性団体連絡協議会	9
(2) 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会	9
(3) 釧路市東部漁業協同組合	10

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象	11
2 監査の期間	11
3 監査の結果等	11
(1) 一般社団法人釧路観光コンベンション協会	11
(2) 音別町商工会	12

定期監査報告

1 監査の対象

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 総務部 | 総務課、防災危機管理課、行財政改革推進室 |
| (2) 音別町行政センター | 地域振興課、市民課、保健福祉課 |
| (3) 総合政策部 | 都市経営課、東京事務所、秘書課 |
| (4) 生涯学習部 | 動物園、生涯学習課 |
| (5) 上下水道部 | 音別上下水道課、阿寒上下水道課 |
| (6) 阿寒町行政センター | 地域振興課、市民課、保健福祉課、
市立釧路国民健康保険阿寒診療所 |
| (7) 産業振興部 | 阿寒観光振興課、商業労政課、農林課 |
| (8) 水産港湾空港部 | 港湾空港課 |
| (9) 財政部 | 市有財産対策室、納税課 |

2 監査の期間

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 総務部 | 令和5年10月3日から令和5年10月5日まで |
| (2) 音別町行政センター | 令和5年10月11日から令和5年10月12日まで |
| (3) 総合政策部 | 令和5年10月17日から令和5年10月19日まで |
| (4) 生涯学習部 | 令和5年10月25日から令和5年10月26日まで |
| (5) 上下水道部 | 令和5年11月1日、令和5年11月9日 |
| (6) 阿寒町行政センター | 令和5年11月7日から令和5年11月9日まで |
| (7) 産業振興部 | 令和5年11月14日、令和5年11月16日、
令和5年11月28日 |
| (8) 水産港湾空港部 | 令和5年11月15日 |
| (9) 財政部 | 令和5年11月29日から令和5年11月30日まで |

3 監査の結果

前記の課等を対象に、令和5年度の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の一部抽出により監査を行った結果は次の表のとおりであり、表の空欄部分は今回の監査の対象としなかった項目である。

(1) 総務部

重点項目(監査した書類等)	総務課	防災危機管理課	行財政改革推進室
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	適正	
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正		

(2) 音別町行政センター

重点項目(監査した書類等)	地域振興課	市民課	保健福祉課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正		適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正		
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正	適正

(3) 総合政策部

重点項目(監査した書類等)	都市経営課	東京事務所	秘書課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正		
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正		
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正	適正

(4) 生涯学習部

重点項目(監査した書類等)	動物園	生涯学習課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)		適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正
備品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)	適正	
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正	

(5) 上下水道部

重点項目(監査した書類等)	音別上下水道課		阿寒上下水道課
	水道事業会計 下水道事業会計	工業用水道事業会計	
収入に関する事務について (収入原簿等)		適正	
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正

(6) 阿寒町行政センター

重点項目(監査した書類等)	地域振興課	市民課	保健福祉課	市立釧路国民健康 保険阿寒診療所
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正	適正	
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	適正	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正		適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)				適正

(7) 産業振興部

重点項目(監査した書類等)	阿寒観光振興課	商業労政課	農林課
		公設地方卸売 市場事業会計	
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正		適正
収入に関する事務について (調定簿等)		適正	
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)			適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正

(8) 水産港湾空港部

重点項目(監査した書類等)	港湾空港課	
	一般会計	港湾整備事業会計
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	
収入に関する事務について (岸壁使用料綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

(9) 財政部

重点項目(監査した書類等)	市有財産対策室	納税課
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
旅費の支給事務について (復命書綴等)		適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

財政援助団体監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、令和4年度において釧路市が財政援助をした団体のうち、次の団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものについて、実施したものである。

団体名	財政援助の内容	金額(千円)	所管部課
釧路市女性団体連絡協議会	釧路市女性団体連絡協議会運営事業補助金	1,092	総合政策部 市民協働推進課
社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会運営事業(人件費)補助金	112,284	福祉部 社会援護課
	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会運営事業(施設管理運営費)補助金	13,014	
釧路市東部漁業協同組合	雑海藻駆除事業補助金	9,000	水産港湾空港部 水産課

2 監査の期間

令和5年10月23日 ~ 令和5年12月22日

3 監査の結果

上記財政援助団体において、市から交付された補助金はその目的に沿って正しく使用されているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、当該財政援助団体に対する補助金の交付に係る事務処理が関係法令等に基づき適正に行われているかなどを着眼点として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 釧路市女性団体連絡協議会

市は、当該団体に対し令和4年度において運営事業補助金1,092千円を交付しており、当該財政援助に係る事業の決算状況は、収入1,997千円、支出1,489千円で収支差引507千円となっている。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

(2) 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

市は、当該団体に対し令和4年度において人件費補助金112,284千円及び施設管理運営費補助金13,014千円を交付しており、当該財政援助に係る事業の決算状況は、人件費において収入

112,284千円、支出112,284千円、施設管理運営費において収入14,964千円、支出14,964千円で、それぞれ収支同額となっている。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

(3) 釧路市東部漁業協同組合

市は、当該団体に対し令和4年度において雑海藻駆除事業補助金9,000千円を交付しており、当該財政援助に係る事業の決算状況は、収入24,516千円、支出24,516千円で収支同額となっている。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が公の施設の指定管理者に指定をした団体のうち、次の団体の令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、実施したものである。

団 体 名	公 の 施 設 名	指 定期 間	所 管 部 課
一般社団法人 釧路観光コンベンション協会	釧路市湿原展望台	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	産業振興部 観光振興室
音別町商工会	釧路市音別地域交流拠点施設	令和4年4月24日 ～ 令和9年3月31日	音別町行政センター 地域振興課

2 監査の期間

令和5年10月23日 ～ 令和5年12月22日

3 監査の結果等

上記団体において、当該公の施設の指定管理者の業務に係る協定等に基づき、当該施設の適正かつ円滑な管理運営が行われているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかなどを着眼点として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 一般社団法人釧路観光コンベンション協会

当該団体は、令和4年4月1日から釧路市湿原展望台の管理運営業務（令和4年度指定管理費32,653千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、おおむね適正に事務が執行されていると認められたものの、指摘事項として、当該団体における当該施設の管理運営業務及び自主事業に係る経理に関し、他の業務の経理との区分等が適切に行われていない部分が見受けられ、誤った収支決算書が市へ提出されており、所管課における確認及び指導監督も不十分であると認められた。

また、指導事項として、当該団体が市へ提出した事業報告書において、協定等で定められた報告事項の一部が報告されておらず、所管課における確認も不十分であると認められた。

今後は、当該団体における適正な事務の執行及び所管課における適切な指導監督に万全を期されたい。

(2) 音別町商工会

当該団体は、令和4年4月24日から釧路市音別地域交流拠点施設の管理運営業務（令和4年度指定管理費11,174千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

釧路市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度に実施した公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、釧路市長から通知があったので、次のとおり公表する。

2024年（令和6年）3月26日

釧路市監査委員 平山幸弘
釧路市監査委員 岩村史人
釧路市監査委員 高橋一彦

記

監査対象団体等	指摘又は指導を受けた事項等	措置状況
<p>【監査対象団体】 一般社団法人釧路観光コンベンション協会（釧路市湿原展望台の指定管理者）</p> <p>【所管部課】 産業振興部観光振興室</p>	<p>指摘事項として、当該団体における当該施設の管理運営業務及び自主事業に係る経理に関し、他の業務の経理との区分等が適切に行われていない部分が見受けられ、誤った収支決算書が市へ提出されており、所管課における確認及び指導監督も不十分であると認められた。</p>	<p>指定管理者においては、施設管理運営業務及び自主事業それぞれの経理に関し、他の業務に係る収入・支出と区分した金銭出納簿を整備するなど、区分経理の徹底を図るとともに、内部チェック体制の強化を図った。</p> <p>所管課においては、指定管理者の金銭出納簿と預金通帳、収支決算書との突合を定期的に行うこととした。</p>
	<p>また、指導事項として、当該団体が市へ提出した事業報告書において、協定等で定められた報告事項の一部が報告されておらず、所管課における確認も不十分であると認められた。</p>	<p>事業報告書において不足していた報告事項については、指定管理者から追加して市へ報告がなされた。</p> <p>今後、所管課においては、施設管理運営業務の実施状況等を適切に把握するため、指定管理者から提出される事業報告書の内容確認の徹底及び必要な指導に努める。</p>